

◎予算関係

▼平成十四年度大崎町公共下水道事業特別会計補正予算（第一号）

▼平成十四年度大崎町一般会計補正予算（第二号）

（第二号）

五百四十五万七千円を追加
総額六億六千五百九十一万六千円

六千五百九十四万八千円を追加
総額六十三億六千二十一万九千円



旧王子製紙跡地

主なものは、民間資金
活用による定住促進策と
しての、分譲マンション

建設計画に基づき、旧王子製紙跡地を土地開発基金から買換える経費と、これに係るピーアール番組作成及び放映に係る広告料、家畜排泄物処理高度化施設整備事業補助金、道路維持工事費の増、農林水産業施設災害復旧費の増、県単道路整備事業負担金、公共下水道事業特別会計への繰出金の増などです。

▼平成十四年度大崎町水道事業会計補正予算（第二号）

（第二号）

七月三十一日付で専決処分されたもので、法人税における連結納稅制度の創設に伴い、地方税法の一部を改正する法律

が八月から施行されたことから条例の一部を改正するものです。

（第二号）

検針用ハンディターミナルの購入と、配水管布設替工事費の増です。

（第二号）

資本的支出七百十万元の増

（第二号）

◎専決処分

▼大崎町町税条例の一部改正

主なものは、民間資金

活用による定住促進策と
しての、分譲マンション

一千四百六十三万円を追加
総額六十三億七千四百八十四万九千円

主なものは、合併処理
浄化槽補助金です。

▼平成十四年度大崎町一般会計補正予算（第三号）

（第三号）

改正の主なものは、老人保健の対象が六十五歳以上との寝つきり者等を除き、七十五歳に段階的に

引き上げられ、七十歳以上の一
部負担金が原則一割、三歳未満の乳幼児が二割負担になるものです。

▼大崎町国民健康保険条例の一部改正

（第一号）

のです。

改正の主なものは、国

民健康保険税の所得割額

に公布され、十月一日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するも

算定方法の見直しです。

◎条例関係

▼大崎町町税条例の一部改正

（第一号）



プラスイラ

使用料
十アール当たり
二千六百二十円

▼大崎町農業機械の設置及び管理に関する条例の一部改正

（第一号）

農業機械センターにプラスイラを導入するため、その使用料を追加するものです。